

# 臨時福祉給付金（経済対策分）

## （平成29年度臨時福祉給付金）



平成26年4月に実施した消費税率引上げに伴う、所得の少ない方への影響を緩和します。

この給付金は消費税率引上げ（8%→10%）が2年半延期されたことを踏まえ、国の経済対策の一環として、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して支給するものです。

平成28年度臨時福祉給付金（1人につき3千円）と平成29年度臨時福祉給付金（1人につき1万5千円）は別々の給付金ですので、それぞれ申請が必要です。



### 支給対象者

平成28年度の住民税均等割が課税されていない方（ただし、課税されている方に扶養されている方は除きます。）

申告等により税情報に変更になり、支給対象となる場合があります。扶養者がいる場合は税額の変更がないか確認され、非課税であった場合には早めにご連絡ください。



### 支給額

対象者1人につき1万5千円

給付は1回のみとなります。



### 申請先

五ヶ瀬町役場 福祉課

基準日（平成28年1月1日）時点で住民基本台帳に記録されている市町村になります。このため、平成28年1月2日以降に五ヶ瀬町から転出された方も申請先は五ヶ瀬町になり、平成28年1月2日以降に五ヶ瀬町へ転入された方は基準日時点で住民基本台帳に記録されていた市町村での申請になります。





## 申請方法

本町では対象となる可能性の方には5月10日（水）にピンク色の申請書を発送しています。

案内等をご覧いただき支給要件をよく確認され、申請書に記名押印の上、必要書類を添えて申請してください。



## 申請受付期間

平成29年5月10日(水)から平成29年8月10日(木)（郵送可、当日必着まで）

※ 期間を過ぎての申請は受付できません。



## 支給方法

原則として口座振込で申請から、およそ1ヵ月後に指定口座へ入金します。

審査の結果、要件に該当しないため、「不支給」となる場合があります。



## 留意事項

- ・記入漏れのないようにお願いします。
- ・印鑑の押し忘れがないか必要な書類が添付してあるか確認してください。
- ・記入漏れや、印鑑の押し忘れがあったときは申請書等一式を返却します。
- ・現金での支給は出来ません。

## お問い合わせ先

五ヶ瀬町役場 福祉課 福祉グループ

電話 0982-82-1702

FAX 0982-82-1722



平成28年度臨時福祉給付金（1人につき3千円）及び障害・遺族年金受給者向け給付金（1人につき3万円）の受付は平成28年12月12日で終了しました。